



2026年4月13日

各位

会社名 タキヒョー株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 滝 一夫  
(コード番号 9982 東証スタンダード・名証プレミア)  
問合せ先 経営企画セクションリーダー 稲葉 友一郎  
(TEL. 052-587-7111)

### 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主である LIM JAPAN EVENT MASTER FUND（以下「提案株主」といいます）より、2026年5月27日開催予定の第115期定時株主総会における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます）を受領しておりましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について、いずれも反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### I. 本株主提案の内容及び理由

##### 1. 議題

- 1 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）廃止の件
- 2 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件
- 3 剰余金の処分の件
- 4 自己株式の取得の件

##### 2. 議案の要領及び提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。なお、提案株主から提出された本株主提案書面の該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載しております。

#### II. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

##### 1. 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）廃止の件

###### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について、以下の理由で反対いたします。

###### (2) 反対の理由

2024年4月15日付の「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の一部変更及び継続について」においてお知らせしましたとおり、当社取締役会は、当社の買収を企図した大規模買付行為にあっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められない限り、これを阻止しようと意図するものではなく、当社株券等の大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には株主の皆さまの判断にゆだねられるものと考えております。

しかしながら、突如として当社の経営に影響を持ちうる規模の当社株券等への買付行為が

なされた場合、株主の皆さまが大規模買付者の買付行為が妥当かどうかを判断いただくための十分な時間と情報が提供されないことから、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるという観点から、当該買付等についての情報収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会を確保することを目的として、大規模買付ルールを定め、併せて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要に応じて発動しうる大規模買付行為に対する相応の対抗措置を定めることといたしました。

当社の「買収への対応方針」は、2024年5月29日開催の第113期定時株主総会で継続の承認を得たものでありますが、その際には、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」を踏まえ、「買収への対応方針」における当社取締役会の諮問機関として、当社の独立役員である社外取締役のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会が判断を行う際には独立委員会の勧告を最大限尊重することとする内容の見直しを行っており、「企業買収における行動指針」を含む買収への対応方針に関する実務・議論を踏まえた内容となっているものと考えております。平時より「買収への対応方針」を導入していることで、株主の皆さまが十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かの適切な判断を可能とするための時間の確保および情報ならびに交渉機会の確保の流れを明文化しておく意義があると考えております。

なお、当社の「買収への対応方針」においては、上記のとおり、当社取締役会の諮問機関である独立委員会の勧告を最大限尊重することとされているとともに、取締役会が対抗措置の発動につき株主の皆さまの意思確認が必要と判断した場合、または独立委員会がその旨の勧告を行った場合には、株主総会を開催することがあるとされております。こうしたことから、当社の「買収への対応方針」は、当社と株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 2. 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件

### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について、以下の理由で反対いたします。

### (2) 反対の理由

当社は、取締役の報酬決定プロセスにおける客観性と透明性を確保するため、過半数を独立社外取締役で構成し、かつ、委員長も独立社外取締役が務める報酬諮問委員会を設置し、当該委員会の答申を踏まえた上で、取締役会において取締役の報酬の審議を行っております。取締役会は、各取締役の具体的な報酬額の決定を代表取締役社長に委ねておりますが、代表取締役は、同委員会の答申内容に基づき決定することとしており、代表取締役において、恣意的な決定がなされることはありません。

なお、当社においては、取締役報酬について、その責任と役割により役職ごとの月額報酬に、単年業績や事業基盤整備への貢献度を総合的に勘案し上乘せ額を決定し支給しております。加えて、2025年3月28日付の「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、中長期的な企業価値の向上と株主の皆さまとの価値共有を目的に、2025年度より譲渡制限付株式報酬を導入し、付与を開始したところであります。

取締役の報酬については、会社法や金融商品取引法の定めに基づき、決定・開示していること

ころであり、加えてコーポレートガバナンス・コードの改訂などに応じて機動的な見直しを行っており、取締役の報酬決定の公正性及び開示の適切性は十分に確保されているところと考えております。

したがって、取締役報酬の個別開示といった詳細事項を定めることは適切ではないと考えております。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

### 3. 剰余金の処分の件

#### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について、以下の理由で反対いたします。

#### (2) 反対の理由

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を重点施策の一つと位置づけ、2025年度よりスタートした中期経営計画の中でも、配当金と自己株式取得を合わせて5億円以上を目標値として、お示ししているところであります。

当社は2022年度まで3期連続の最終赤字という、たいへん厳しい時期を経験いたしました。 「Revitalize Plan（黒字体質復活プラン）」の中で、希望退職制度や国内外の拠点廃止とスリム化、低採算事業の撤退と見直しに取り組んだ結果、黒字転換を果たし、現在は再成長に向けた道半ばであると認識しております。配当金につきましては、業績の回復に伴い、年間で、2023年度/25円、2024年度/35円、2025年度/45円（会社側提案）、2026年度/50円（予想）と連続して増配を行っているところであります。

一方で、中東の地政学リスクに伴い、当社の事業に直結する原料価格や物流費の高騰が懸念されるとともに、物価高に伴う生活防衛意識の高まりから衣料品消費の一段の減退が見込まれるなど、当社を取り巻く外部環境は極めて不透明な状況であります。こうした中において、一定水準の利益を内部留保として確保し、強固な財務基盤を維持することは、株主の皆さまの利益とも一致すると考えております。また、当社のROE、PBRが市場の評価水準に達していないことは重く受け止めておりますが、一時的な多額の株主還元よりも、持続的な成長に向け、競争力の源泉である人的資本、DX投資、物流機能強化、サステナビリティなどに手元資金を戦略的に振り向けていく方針であります。これらの成長投資は、将来の収益基盤づくりであり、株主の皆さまとの共同の利益に合致するものと考えております。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

### 4. 自己株式の取得の件

#### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について、以下の理由で反対いたします。

#### (2) 反対の理由

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を重点施策の一つと位置づけ、2025年度よりスタートした中期経営計画の中でも、配当金と自己株式取得を合わせて5億円以上を目標値としてお示ししているところであります。また、2025年6月に進捗状況を開示した「資本コストと株価を意識した経営の実現に向けて」の中でも、キャッシュアロケーションの方針としてコア事業の強化とともに、株主還元を主体としてキャッシュを再配分することといたしており

ます。

自己株式取得額の実績であります。業績の回復に伴い、年間で、2023年度/130百万円であったところ、2024年度/541百万円、2025年度/452百万円と大幅に増額しております。当社としては、引き続き株主の皆さまに対する利益還元積極的に取り組んでまいります。一時的な多額の自己株式の取得により純資産を減少させるのではなく、国内外の事業リスクに対する財務的なバッファー、そして持続的な競争力の源泉として、手元資金を戦略的な投資に振り向けていく方針であります。加えて自己株式の取得に当たっては、時々の株価水準、事業環境および投資機会を総合的に勘案した上で取締役会が最適なタイミングで機動的に判断することで1株当たりの価値の向上という最良の効果が発揮されるものであり、株主提案で義務付けることにはなじみにくいと考えます。

キャピタルアロケーションに対する考え方につきまして、賃貸不動産については、当社の事業ポートフォリオにおける役割、投下資本に対する収益性及び最有効活用の在り方について検討を進めてまいります。また政策保有株式については、すべての銘柄について、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等について定期的に検証を行っており、保有意義が乏しいと判断する株式については速やかに売却することとしております。したがって、本議案のように期限を区切って一律に解消していく考えはございませんが、これまで以上にメリハリをつけながら縮減に向けて取り組んでまいります。

自己株式の取得を含む最適な資本政策は、当社の事業環境や財務状況等を総合的に勘案し、取締役会がその時々において機動的かつ柔軟に判断することが妥当であると考えております。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

(別紙) 本株主提案の内容

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載しております。

## 第1 株主総会の目的である事項（提案する議題）

- 1 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）廃止の件
- 2 定款一部変更(取締役報酬の個別開示)の件
- 3 剰余金の処分の件
- 4 自己株式の取得の件

## 第2 議案の要領及び提案の理由

### 1 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）廃止の件

#### (1) 議案の要領

2024年5月29日開催の当社第113期定時株主総会において一部変更及び継続が承認された「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）」を廃止する。

#### (2) 提案の理由

当社取締役会は、2022年に国内の大手投資ファンドと連携したMBO（経営陣による買収）の提案を受けたが、当社の取締役会でMBOの受入れが否決された。一部報道によって報じられた事実関係だが、実際に、同取締役会の採決に参加した複数の取締役がMBO提案が存在した経緯を概ね認めている。

にもかかわらず、当社の株式の多くが創業家や持ち合い株主に保有されていることを逆手に取り、当社取締役会は2024年に買収防衛策の更新を決めた。経済産業省が2023年8月に公表した「企業買収における行動指針」は、「真摯な買収提案」に対しては「真摯な検討」をするべきであるという大原則を述べているが、買収防衛策の存在は、潜在的買収者による「真摯な買収提案」をためらわせる「委縮効果」をもたらす。

少数株主保護に万全を期して導入・運用されない限り、買収防衛策は、経営者による「会社の私物化」を可能にし、株主共同の利益を損ねる。実際のところ、当社が投資ファンドからの買収提案を拒否した以降も、当社株式の株価純資産倍率(PBR)は1倍割れが常態化している。

当社は2025年2月末時点(第114期有価証券報告書)で、時価395億円(簿価182億円)の賃貸等不動産と時価30億円相当の政策保有株式を抱える。ただでさえ当社株式のPBRは直近で0.6倍程度に過ぎないが、不動産の含み益(税後)を考慮した場合、実質的なPBRは約0.4倍へと低下する。

それどころか、当社の株価は、不動産や投資有価証券といったノンコア資産を控除した実質的な企業価値(EV)がマイナスとなる水準にある。EVマイナスとは、プレミアムなしで当社を買収した場合、コアの事業がタダで手に入るうえに、お釣りが返ってくる異常な株価のバリュエーションである。

当社が2025年1月に発表した中期経営計画「Create Future with Passion」は、株価のディスカウントの要因となっているノンコア資産の処分計画とそれに対応した最適な資本・負債構成については触れていない。2027年度のPBR目標は0.8倍に過ぎない。流動性のある政策保有株

式を持ち続け、担保価値のある不動産を温存しつつも負債比率を上げず、資本効率改善や毀損した株主価値を回復する指針が不十分なままに買収防衛策を維持しているだけに、上場企業の資格そのものが問われている。

肥大化したノンコア資産や過剰資本を温存した場合、株主価値の実態を反映しない低い株主資本利益率(ROE)をもたらす。一方、当社においては、ROE や株価が低迷しても、経営者が自己保身を図るのに都合の良い手段である買収防衛策を導入しており、少数株主保護が損なわれている。

仮に、賃貸等不動産の流動性の低さに鑑みて処分するのに一定の時間が必要というならば、改善策は買収防衛策の更新ではなく、まずは賃貸等不動産を処分する方針を示し、処分計画に合わせた最適な資本・負債構成にバランスシートを再構築することである。

「企業買収における行動指針」においては、買収防衛策に関して、「会社としては、対応方針の導入を検討するのであれば、まずもって平時から企業価値を高めるための合理的な努力を貫徹するとともに、それが時価総額に反映されるよう取り組むことが求められる」（企業買収における行動指針 33-34 頁）とある。一方で、当社の低迷している PBR と実質的な EV マイナスを鑑みるに、当社では企業価値を高めるための合理的な努力とそれを時価総額に反映させる取組が達成されているとはいえない。

東京証券取引所が 2023 年 1 月に公表した「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」では、「我が国においては、経営者が資本コストや株価を意識していないケースが多く、経営者の意識改革やリテラシー向上、企業経営における自律性の向上が必要」、「まずは、経営者に対して、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を行ったうえで、必要に応じて、改善に向けた方針や具体的な取組などを開示することを促していくことにより、それをきっかけとした対話の促進や、経営者のリテラシー向上を図っていくことが考えられる」とした上で、「特に、継続的に PBR が 1 倍を割れている（すなわち、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、資本コストを上回る資本収益性を達成しているものの将来の成長性が投資者から十分に期待されていないと考えられる）会社に対しては、改善に向けた方針や具体的な取組などの開示を求めていくべき」としている。

当社経営陣が危機感を持って PBR1 倍割れと実質的 EV マイナスの解消に努め、過剰資本の解消策を早期に打ち出すためには、買収防衛策の廃止こそが「改善に向けた方針や具体的な取組」の必要条件となる。

## 2 定款一部変更(取締役報酬の個別開示)の件

### (1) 議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設し、現行定款第 31 条以降を各々 1 条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	( <u>取締役報酬の個別開示</u> )
	<u>第 31 条</u> <u>取締役の報酬については、毎年、事業報告及び有価証券報告書におい</u>

	て、個別に報酬額、内容及び決定方法を開示する。
--	-------------------------

## (2) 提案の理由

当社は、経営者による「会社の私物化」を可能にし、株主共同の利益をないがしろにする手段として機能するリスクの高い、買収防衛策を導入している。加えて、当社の株価はPBRの1倍割れと実質的なEVマイナスが続いており、株主価値向上の指針が不十分なままに買収防衛策を維持するならば、上場の意義そのものが問われる。買収防衛策は、業績や株価が低迷し、株価のバリュエーションが真正なる株主価値を反映していなくても、経営者が自己保身を図るのに都合の良い手段であるからこそ、多くの機関投資家はその導入・継続に反対する。

経済産業省が2023年8月に公表した「企業買収における行動指針」においては、買収防衛策に関して、「会社としては、対応方針の導入を検討するのであれば、まずもって平時から企業価値を高めるための合理的な努力を貫徹するとともに、それが時価総額に反映されるよう取り組むことが求められる」（企業買収における行動指針 33-34頁）としているが、当社の中期経営計画「Create Future with Passion」や低迷する当社株価のバリュエーションを鑑みるに、当社では企業価値を高めるための合理的な努力とそれを時価総額に反映させる取組が達成されているとはいえない。

当社は、買収防衛策を導入しているという点で、重大なコーポレートガバナンス上の問題が生じているうえ、PBR1倍割れと実質的なEVマイナスが長期化しているため、合理的なキャピタル・アロケーションと最適な資本・負債構成を希求する必要がある。対して、取締役の個別の報酬は、取締役会が当社の直面する課題をどのように評価し、それを個別の取締役の報酬にどのように反映しているかを示しており、コーポレートガバナンスとキャピタル・アロケーションの問題の原因を明らかにする役割を果たす。

買収防衛策導入に加えて、PBRの1倍割れと実質的なEVマイナスを放置する当社の取締役会においては、当社が抱えるコーポレートガバナンス上の問題を改善する役割を果たし、業績面でも経営陣に責任感を持たせることが期待できない。よって、株主がより積極的に牽制を効かせることができるような環境を整えるべく、取締役報酬の個別開示を当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案する。

当社が2025年6月に開示した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」によると、監査等委員でない取締役への報酬としては、「固定報酬は、各取締役の役位、職責、会社業績に対する貢献度を総合的に勘案して決定し、毎月支給いたします。賞与は、各取締役の会社業績に対する貢献度を総合的に勘案して決定し、固定報酬に上乘せして支給いたします。非金銭報酬に関しては、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、各事業年度の会社業績と会社業績への貢献度に応じ、取締役会で決定いたします」とするが、金額とその算出方法が明示されていない。そもそも、業績連動報酬においては、「現時点では導入しておりません」としており、ROEといった資本効率に関連して達成すべき数値目標が加味されておらず、取締役のインセンティブが少数株主の利益とどのように連動しているのかを公表資料から窺い知ることができない。

コーポレートガバナンス・コードは、「原則4-2. 取締役会の役割・責務 (2)」の補充原則4-2①において、「取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべ

きである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。」と定めているが、当社の取締役の報酬制度は、株主共同の利益に資する仕組みとはなっていない可能性が高い。

そこで、株主及び株式市場が当社経営陣のパフォーマンス及び当社のコーポレートガバナンスの問題を適切に評価することができる環境を整えるため、取締役の報酬の個別開示を当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案する。

### 3 剰余金の処分の件

#### (1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

#### ア 配当財産の種類

金銭

#### イ 1株当たり配当額

金150円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金150円）

#### ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額(配当総額は、1株当たり配当額に2026年2月28日現在の当社発行済み普通株式総数(自己株式を除く。))を乗じて算出した金額)

#### エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

#### オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

#### (2) 提案の理由

提案した一株当たり150円の配当額は、2026年2月期の予想1株当たり純利益に一致する。当社の株価はPBRが1倍を大幅に割り込み、実質的なEVはマイナスにあるが、このような事態は、時価総額に比して大きな賃貸等不動産や投資有価証券の保有に拘泥し、最適ではない資本・負債比率を温存することで、株主資本コストが押し上げられ、過剰資本によって資本効率が低迷することに起因している。よって、株主資本の肥大化がさらに膨らみ、株価のディスカウントが慢性化することで、株主価値が毀損し続けるリスクを勘案するならば、抜本的な株主還元を踏み切ることこそが、少数株主保護に資する。

東京証券取引所が2023年1月に公表した「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」では、「我が国においては、経営者が資本コストや株価を意識していないケースが多く、経営者の意識改革やリテラシー向上、企業経営における自律性の向上が必要」、「まずは、経営者に対して、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を行ったうえで、必要に応じて、改善に向けた方針や具体的な取組などを開示することを促していくことにより、それをきっかけとした対話の促進や、経営者のリテラシー向上を図っていく

ことが考えられる」とした上で、「特に、継続的にPBRが1倍を割れている(すなわち、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、資本コストを上回る資本収益性を達成しているものの将来の成長性が投資者から十分に期待されていないと考えられる) 会社に対しては、改善に向けた方針や具体的な取組などの開示を求めていくべき」とした。

東京証券取引所が同日に公表した「論点整理を踏まえた今後の東証の対応」でも、「経営陣や取締役会において、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を議論のうえ、必要に応じて改善に向けた方針や具体的な取組、その進捗状況などを開示することを要請」するとしている。

したがって、本提案は東京証券取引所の一連の要請の精神に則った内容である。

#### 4 自己株式の取得の件

##### (1) 議案の要領

会社法 156 条 1 項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから 1 年以内に当社普通株式を、株式総数 36 万 6000 株、取得価格の総額 8 億 3300 万円(ただし、会社法により許容される取得価額の総額(会社法 461 条に定める「分配可能額」)が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

##### (2) 提案の理由

時価総額に対して不釣り合いに大きいノンコア資産や過剰資本を放置したままでは、株主資本コストに ROE が劣後する非効率的な資本配分を是正できないため、PBR の 1 倍割れが半ば恒久化する可能性が高い。対して、当社の過去 10 年間の平均 ROE は 1%にも満たず、当社の株主価値及び企業価値は毀損され続けてきた。

よって、抜本的な自社株買いが必要となる。上述のとおり、当社は、流動性の高い政策保有株式を保有し、自己資本比率も高いため、自己株式の取得余力が十分にある。提案した株式総数は、当社株式の過去 1 年の売買高の 15%に相当し、流動性の観点からしても、市場が十分に吸収できる合理的な水準である。

当社は 2025 年 2 月末時点で、時価 395 億円(簿価 182 億円)の賃貸等不動産と時価 30 億円相当の政策保有株式を抱える。2025 年 11 月末時点の自己資本比率は約 62%あり、不動産の含み益(税後)を考慮すると、実質的な自己資本比率は 71%程度に上昇する。つまり、当社の財務体質を損ねることなく、提案した自己株式の取得により、ROE を高めることができる。

確かに、当社が 2023 年 1 月に発表した「Revitalize Plan」はコア事業の再生とコスト削減が高い優先順位にあった。しかし、コア事業の再建が軌道に乗った一方で、過剰資本によって PBR が大幅に 1 倍を割れている現状においては、ROE 向上こそが経営の喫緊の課題となる。

東京証券取引所が 2023 年 1 月に公表した「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」では、「我が国においては、経営者が資本コストや株価を意識していないケースが多く、経営者の意識改革やリテラシー向上、企業経営における自律性の向上が必要」、「まずは、経営者に対して、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を行ったうえで、必要に応じて、改善に向けた方針や具体的な取組などを開示することを促していくことにより、それをきっかけとした対話の促進や、経営者のリテラシー向上を図っていくことが考えられる」とした上で、「特に、継続的に PBR が 1 倍を割れている(すなわち、資本コス

トを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、資本コストを上回る資本収益性を達成しているものの将来の成長性が投資者から十分に期待されていないと考えられる) 会社に対しては、改善に向けた方針や具体的な取組などの開示を求めていくべき」とした。

東京証券取引所が同日に公表した「論点整理を踏まえた今後の東証の対応」でも、「経営陣や取締役会において、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を議論のうえ、必要に応じて改善に向けた方針や具体的な取組、その進捗状況などを開示することを要請」するとしている。

以 上